

平成28年度第2回青森県青少年健全育成審議会議事録

日時：平成28年9月23日（金）

13:30～15:00

場所：ウェディングプラザアラスカ

地階 サファイアの間

（司会）

ただ今から「平成28年度第2回青森県青少年健全育成審議会」を開会します。

まずはじめに、本日出席されている委員の皆様へ委嘱状を交付します。

委嘱状の交付は、委員の皆様のお席で行いますので、名前を呼ばれた方はお立ちになり、佐々木副知事から委嘱状をお受け取りくださるようお願いいたします。

順序は、委員名簿の順で行います。

三上定博様

石岡通宏様

高松政彦様

鈴木睦都子様

平山佳子様

内田秀子様

山田由子様

米持聡様

田中潔様

福土めぐみ様

佐藤やえ様

桑田昭子様

平間恵美様

宮崎秀一様

田名場忍様

船木昭夫様

田村良様

引間由実子様

伏見憲子様

これで委嘱状交付を終わります。

続きまして、開会に当たり知事から御挨拶を申し上げます。

(佐々木副知事)

皆様、こんにちは。

私、県の副知事を務めております佐々木でございます。

本日は、知事に代わりまして一言冒頭の御挨拶をさせていただきます。

まずもって、委員の皆様には、大変御多忙の中、青森県青少年健全育成審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

皆様には、常日頃から、青少年行政をはじめ県政全般にわたりまして格別の御理解と御協力を賜り心から感謝申し上げます。

また、この度、当審議会委員就任を快くお引き受けくださりまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、近年、子ども・若者を取り巻く社会環境は少子化や核家族化の進行、あるいは情報化社会の進展など、急速に変化しており、子どもたちの自己肯定感や他人を思いやる心を育むことが大変重要となってきております。

こうした中で、今年、夏休み明け頃に県内の中学生2名が自殺をするという大変痛ましい事件が起きました。この場をお借りして、亡くなられました生徒お二人の御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族の皆様方に対しまして、心よりお悔やみ申し上げるものであります。

県では、これまで実施してきた「命を大切にすることを育む県民運動」を継続し、次代を担う子どもたちが命を大切に、他人への思いやりを持ち、たくましく健やかに成長することができるよう、様々な取組を展開しているところです。

具体的には、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援をするため、「青森県子ども・若者育成支援推進計画」に基づきまして、各種施策を展開しながら、未来の青森県づくりの礎となります「人財」の育成に学校・家庭・地域とともに一体となって取り組んでおりますほか、インターネット上で青少年が犯罪の被害者、あるいは加害者となる事件が増加しておりますことから、その安全な利用への意識づくりにつきましても推進していきたいと、そのように考えておるところです。

本日は、会長、副会長の選任の他、当審議会の役割を確認した上で、各部会の委員の指名を行い、今年度、実施している青少年の意識に関する調査について報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

続いて、県側の出席者について紹介します。

佐々木副知事です。

環境生活部部長の鈴木です。

青少年・男女共同参画課長の山谷です。

ここで、大変申し訳ありませんが、佐々木副知事は次の公務がございますので、退席となります。

(佐々木副知事)

どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

議事に入ります前に本日の会議の成立について御報告申し上げます。

本日は、島谷委員、橋場委員、今井委員、栗林委員、高橋委員が御欠席となっております。

御出席の委員数は19名となっており、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

最初の議題は、会長及び副会長の選任でございます。

本来であれば、ここで仮議長を選出の上、議事を進めるべきところですが、会長が選任されるまで司会が進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

それでは、私の方で進行させていただきます。

会長の選任に入ります前に青森県青少年健全育成審議会等の運営等について簡単に御説明申し上げます。

委員の皆様には、資料1を御覧下さい。

青森県青少年健全育成審議会は、青森県附属機関に関する条例に基づき設置されており、その運営についても、こちらの条例で定められております。

最初に第2条とありますけれども、県が附属機関を設置しておりまして、下に掲げる別表第1に担当する事務だったり、組織、任期などを定めております。

当審議会、青少年健全育成審議会の担当する事務については、条例の規定により、その権限に属せられた事項、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項、その他青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議することとなっております。

そして、組織として会長と副会長を選任することになっております。

また、委員等の構成については、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者、学識経験を有する者となっており、皆様にお配りしている委員名簿が、この

順番となっております。

定数は24人以内ということで、24名に委嘱しております。

任期は2年ということで、平成28年9月11日から30年9月10日までとなっております。

会長及び副会長等の選任方法ですが、委員の互選ということになっておりますので、これから委員の互選により、会長、副会長を決定いたします。

その前に再度条例を確認しますが、第4条第2項に、まず会長というのはどういうものかがあり、この附属機関の事務を総理し、附属機関に代表する者となっております。

また、第3項には、副会長は、その会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する者とあります。

また、下の方、第6条ですが、第6条第2項に、会長は会議の議長となるとありますので、会長に選ばれた方が議長を務めることとなります。

続きまして2頁を御覧下さい。

一番上に「青森県青少年健全育成審議会」と審議会の名前が出ていて、半数以上の出席なければ開くことができないと定められており、先ほど、19名出席ということで、本日の審議会の方は、定足数に達しているということになります。

また、会議の議決は出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決すところによる、ということになっています。

続いて部会についての規定です。第12条に、当審議会には、その権限に属せられた事項を調査審議するため「図書類等部会」と、いじめ防止対策推進法に関するものとして「いじめ調査部会」、この2つの部会を置きます。

この部会の委員は、会長が指名するものとなっており、図書類等部会は12人以内、いじめ調査部会は9人以内となっております。

部会の部会長、こちらは部会に属する委員の互選によってこれを定めることになっておりまして、部会長が部会の事務を掌理します。

職務代理者として部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理することになります。

この2つの部会の議決は、この青森県青少年健全育成審議会の議決ということになっています。

以上、簡単ですが、附属機関に関する条例について、説明させていただきました。

それでは、会長につきましては、委員の互選によって決定するということになっています。会長について、どなたか御推薦はございませんでしょうか。

田中委員、どうぞ。

(田中委員)

会長は引き続き宮崎先生にお願いしたいと思います。

(司会)

ただ今、会長に宮崎委員を推薦する御発言がありました。皆様、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

御異議がないようですので、当審議会の会長は宮崎委員で決定しました。

それでは、恐れ入りますが宮崎会長には議長席へ御移動をお願いいたしたいと思います。

(宮崎会長)

それでは、改めまして、こんにちは。

昨年度に引き続いて、また会長を仰せつかりました。

議事は会長が進行するというごさいますので、進めさせていただきます。

今回、初めて選任された委員の方もいらっしゃいますので、一言だけ御挨拶申し上げます。

弘前大学の教育学部で教員養成に携わっております。

私は社会科教育の中で法学を担当しております。

学生たちと共に、日頃、いろんなサークル的な活動で裁判所とか保護観察所とか、その関わりでボランティア活動をしております。ちょっとつまづいた子どもたちの立ち直りを支援するというようなことを中心に活動しておりました。

どうぞ、よろしく願いいたします。

委員の皆様方、それぞれのお立場から活発な御意見を頂戴できればと思っております。

よろしく願いいたします。

それでは、最初に、今日は組織会ということですので、副会長の選任をしたいと思っております。

副会長についても、委員の互選ということになっております。

副会長について、どなたか御推薦ございましたらお願いいたします。

平間さん。

(平間委員)

副会長には、船木委員を推薦したいと思います。

(宮崎会長)

ただ今、船木委員を副会長にという御推薦の御発言がありました。皆様、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。異議がないようですので、それでは船木委員、副会長をよろしく

お願いいたします。

では、船木委員から一言、御挨拶をいただけますでしょうか。

(船木委員)

ただ今、御選任いただきました船木と申します。

先ほど、宮崎委員も自己紹介をいたしましたので、簡単にさせていただきます。

私は、青森大学社会学部で社会福祉士、精神保健福祉士養成教育を担当しております。

研究分野としては、精神保健福祉、認知行動療法、それから自殺予防教育等を含めた形を担当させていただいております。

守備範囲としては、非常に様々なことをさせていただいておりますけども、この審議会ではいろいろな形で議長を補佐しながら、させていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

それでは、次の議事の2番目に入りたいと思います。

部会の委員の指名ということになります。

先ほど、説明がありましたが2つの部会が本審議会にありまして、図書類等部会、それからいじめ調査部会と2つございます。

部会の委員は、会長が指名するというようになっております。

図書類等部会は12名以内、いじめ調査部会は9名以内ということになっております。

指名をする前に、審議会、この審議会の役割を改めて確認するという意味を含めまして、資料の2から5につきまして、事務局の方から先に御説明をいただきたいと思います。

よろしくどうぞ。

(事務局)

それでは、資料2を御覧下さい。

各資料については、それぞれ担当が説明して参りますので、よろしくお願いいたします。

青少年健全育成審議会の役割でございますが、この審議会の全体会では、担当事務としては、青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議で、具体的な例といたしましては、青少年健全育成条例の改正。これは資料3の方で詳しく説明させていただきます。

また、青森県子ども・若者育成支援推進計画の改定、進行管理。これは資料5の方で詳しく説明させていただきます。

それから、部会が2つございますが、1つ目の図書類等部会でございますが、この担当事務は、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項の審議でございます。

具体的には、有害図書類の指定、優良書籍等の推奨、条例によります表彰でございます。
これらについても、資料3で詳しく説明させていただきます。

それからもう1つの部会、いじめ調査部会ですが、これは、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項で、具体的には、重大事態に係る再調査ということで、これは資料4の方で詳しく説明させていただきます。

なお、重大事態というのは、いじめにより児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等になっております。

以上、資料2の説明を終わります。

(事務局)

それでは、資料3、青森県青少年健全育成条例の運用概況について御説明いたします。

まず、条例制定の趣旨、経緯の部分でございますが、この青森県青少年健全育成条例は、明日の青森県を担う青少年の健全育成を図るということを目的に昭和54年12月に制定され、昭和55年4月1日から施行されているところでございます。

条例の趣旨でございますけれども、県民総ぐるみ運動を基調とした青少年の健全育成の推進、それから関係業界の良識ある判断と自粛によってその目的を達成しようとするものでございます。

これまで、計10回の開催を重ねてきておりますが、近年の主な開催といたしまして、まず平成18年10月でございます。これは、深夜営業店が増加したこと等により、青少年の深夜外出が増加。そして、第三者による深夜連れ出しによる被害の発生。それから、書籍・ゲームソフト等のリサイクルの一般化により換金事案が増加した。また、情報通信機器の普及などによるインターネットを介したトラブル。こういったことに対応するため、関係規定の改正をしているところでございます。

それから、平成20年10月の改正でございますが、これは、全国的に青少年による刃物を使用した重大事件の発生ということで、青少年を取り巻く社会環境の大きな変化に対応するため、刃物、その他の人に危害を加える器具として使用できる物、これを「危険器具」という形で定義した上で指定危険器具の罰則付の販売等の規制。それから、指定危険器具以外の危険器具の販売等の自主規制。こういったものについても改正をしているところでございます。

続きまして、青少年健全育成審議会でございます。

これは、先ほども説明がありましたが、昭和55年青森県附属機関に関する条例に基づきまして、青少年の健全育成に関する調査審議を行うための附属機関として設置されているところでございます。

審議会の中には、条例の規定による権限に属された事項の調査審議のための図書類等部会。それから、平成26年8月には、いじめ防止対策推進法に基づく再調査関係の事務、これを担当するため、いじめ調査部会が設置されているところでございます。

開催状況でございますが、審議会全体が年1、2回程度。それから、図書類等部会が年4回、それからいじめ調査部会については、事案の内容に応じ開催しているところでございます。

そして、図書類等部会の事務として3つございますが、まず1つ目の有害図書の指定状況ということで2頁目を御覧下さい。

条例第12条の規定に基づきまして、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類。これを審議会の答申を受けて有害指定しているところでございます。

平成27年度は23点を指定しておりまして、55年以降、指定図書の総数としては1万3千点を超えるという状況でございます。

4番、優良書籍、それから映画、団体の行う活動の推奨状況ということで、こちらも条例の規定に基づく推奨等でございますが、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画、それから団体の活動に対して審議会の答申を受けて推奨しているということで、書籍については、27年度2点、55年度以降は126点。映画については、27年度1点、55年度以降133点を推奨しているところでございます。

それからもう1つ、条例に基づく表彰ということで、条例26条の規定に基づきまして、青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められる青少年、青少年団体、そういった活動に対して他の模範となると認められるものを表彰しているところでございます。

平成27年度4個人1団体、55年度以降は155個人、36団体を表彰しているところでございます。

続いて、条例の規定に基づきまして、社会環境浄化活動といったものを行っているところでございますが、まず1つ目として、立入調査員の配置と調査実施状況でございます。条例の遵守状況を調査するために立入調査員を当課の職員で8名配置しております。そして、県内全域における調査活動を行っておりますが、主に図書類等を収納している自動販売機等の状況について立入調査を行っております。

社会環境浄化一斉調査でございますが、立入調査の対象となる店舗、スーパー、コンビニ、それから個人カラオケ店、こういったものについて一斉調査を行っています。

調査につきましては、県で委嘱しております青少年健全育成推進員の方々、それから(1)の立入調査員、こういった形で県内全域で行っているところでございます。

資料3の説明については以上でございます。

(事務局)

続きまして、資料4について御説明いたします。

これは、いじめ防止対策推進法への本県の対応ということになっておりますが、いじめ防止対策推進法、こちらは国で定めた法律でして、平成25年9月28日に施行されております。

この法律の内容ですが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもの、ということに鑑みて、いじめの防止等の対策について、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、またいじめ防止等の対策に関する基本的な方針の策定、そういった内容について定めたものでございます。

それを受けて、本県の対応ですが、県というところを見ていただきたいのですが、知事部局、県教育委員会と2つになっておりまして、県としては、まず26年6月に有識者会議の意見を経まして、青森県いじめ防止基本方針というものを定めております。

また、青森県いじめ問題対策連絡協議会というものを設けておりまして、毎年2回ずつ開催しているものです。こちらの方の担当部局は、基本的には教育委員会の学校教育課でして、そちらが主体で開催しております。

続きまして、学校というところですが、学校は、このいじめ対策に関して基本方針を必ず策定することとなっております。

また、いじめ防止等の対策のための組織、こういったものも設けなければならないという責務があります。

続きまして、重大事態ということですが、先ほども資料2の方に重大事態とはどういうことかということの説明があったと思うんですけども、いじめによって、児童等の生命とか心身、または財産に重大な被害、あと、長期に渡って登校できなくなるような状況、そういった重大事態が発生した場合に、まずは設置者又は学校の方で調査組織を設けて調査することになります。設置者というのは、その学校の設置者なので、県立学校であれば県教委、私立学校であればその設置者になります。

その調査報告が知事にありまして、それを受けて、知事が必要と判断した場合には、再調査、知事附属機関等による再調査とあるんですが、これが本審議会の、先ほどからお話している、いじめ調査部会というものになるのですが、いじめ調査部会で再調査を行うということになっております。

縦に2行、知事部局、県教育委員会はこういった流れなんですけど、一番右側の市町村、市町村についてもいじめ防止基本方針等の定める努力義務というものはあります。重大事態に対しても調査組織を設けて調査するということになっておりまして、市教委から市長に報告というのは、市町村長に報告があつて、市町村長が必要と判断した場合は、その市町村の附属機関によって再調査というものが行われるということになります。

続きまして、2頁を御覧下さい。

いじめ調査部会ですが、これまでの経過ということで、本県では、2年前の26年9月22日にいじめ調査部会を設置しました。この時に第1回部会を開催しまして組織会を開催しております。

その後、八戸北高校で発生した重大事態について、知事が再調査を決定したことを受けまして、12月28日に第2回部会を開催し、第1回から第7回までの審議、またその間、聞

き取り調査、アンケート調査等も行いまして、3月3日にいじめ調査部会から知事に対して再評価結果の報告を行ったということです。

その後、いじめ調査部会の開催実績はございません。

ここで、先ほど、副知事の挨拶の中でもありましたが、夏休み明け頃に本県で中学生の自殺が2件発生しまして、いじめの可能性があるということですが、当審議会のいじめ調査部会の再調査の対象となるかどうかということですが、この自殺した生徒が在籍する中学校は市町村の設置でございます。ですので、まず市町村の教育委員会、または中学校が設けた調査組織でその事実関係を明確にするための調査を行うこととなります。その調査した結果について、報告を受けた当該市町村の長が再調査が必要であると判断した場合、当該市町村に附属機関を設けて再調査を行うことができるとされております。

ですので、県が設置している当審議会のいじめ調査部会、こちらは県立学校及び私立学校で起きた、重態事態のような事態の再調査を行うものでありまして、今回の事案については、対象とはならないものであります。

対象とならないとって、県はどのような対応をするのか、全く何も対応しないのかということですが、県では、平成16年度から次代を担う子どもたちが命を大切に、他人への思いやりを持ち、たくましく健やかに成長することができるよう、「命を大切にする心を育む県民運動」を展開しています。

事業としては、未来への前向きな思いをテーマとしたメッセージ等を募集する未来へのメッセージ発信事業、あと、あいさつ、声かけを励行するあいさつ・声かけキャンペーンなどを実施しております。

これらの事業は、県教育庁と連携し、主に小学校、中学校、高校の児童・生徒を対象に取り組んでおりまして、子どもたちの自己肯定感、他人を思いやる心を育むため、引き続き事業は継続していくこととしております。

学校はもとより、家庭、地域と連携しながら、命を大切にする心を育む県民運動、こちらの方をより一層推進していきたいと考えております。

私からは以上です。

(事務局)

続きまして、資料5を御説明いたします。

資料5は、この水色のリーフレットです。青森県子ども・若者育成支援推進計画(概要版)というものですが、お手元にごございますでしょうか。

では、1枚開いていただきますと、計画の概要と左肩にごございます。

この計画策定の趣旨を簡単に説明します。

中ごろに「国では」とありますが、平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組整備と社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備などを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

その法律に基づきまして、同年7月、子ども・若者育成支援推進大綱として、「子ども・若者ビジョン」を策定しています。

これらの流れを踏まえまして、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指して、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針として、この計画というものを策定しております。

2番の基本理念ですが、赤で大文字で書いているところ、「あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために」ということで定めています。

3番の計画の位置づけですが、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、この計画が位置付けられております。

4番の計画の期間ですが、平成25年度から平成29年度までの5か年の計画となっております。つまり来年度までの計画でございます。来年度には、この改定作業に入っていきます。こちらの審議会でも諮問、御意見を伺うという場を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

右側にいきまして、この推進計画の体系です。基本計画が1から3までございまして、基本目標のⅠ、子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援には、重点目標が1、2、2つございます。

それから、基本目標のⅡ番ですが、困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援ということで、重点目標の3から8まであります。

そして、基本目標のⅢには、子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくりということで、重点目標9から11、こういった目標を掲げながら、各種事業を展開しているというところでございます。

私からは以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

4点の資料について御説明を今、いただきましたけれども。

ただ今の説明に関しまして、御質問とかございましたらお出してください。

よろしいでしょうか。

後でもまた、若干時間がございますけれども、当面、今の御説明の中で、何か御不明な点とかございましたら。

よろしいでしょうか。

では、後ほどまた、時間がございますのでよろしく願いいたします。

それでは、今の御説明を踏まえまして、この2つの部会の委員を私の方から指名させていただきたいと思っております。

まずはじめに、図書類等部会になります。

読み上げさせていただきます。

三上委員、石岡委員、高松委員、平山委員、内田委員、田中委員、佐藤委員、今井委員、桑田委員、田名場委員、船木委員、引間委員の以上12名になります。よろしくお願いいたします。

それからもう1つのいじめ調査部会の委員になります。

福士委員、田名場委員、船木委員、栗林委員、田村委員、高橋委員、そして私、宮崎を含めて7名となります。

今日、御欠席の委員もいらっしゃいますけれども、以上の部会の委員になられました皆様には御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、それぞれの部会の部会長は、部会が開催された時に部会委員の互選により決定し、職務代理者は部会長の指名によるということになっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に進めさせていただきます。

その他の(1)ということで、青少年の意識に関する調査ということで、事務局の方から御報告をお願いいたします。

(事務局)

委員の皆様には、資料6を御覧下さい。

平成28年度青少年の意識に関する調査の概要について、御説明させていただきます。

まず、調査の目的ですが、本県における青少年の意識や行動を把握し、青少年に関する施策の総合的な推進のための基礎資料を得るとともに、広く県民に紹介することにより、青少年の健全育成に対する理解と協力を得ることを目的としております。

これは、今年初めて実施する調査ではなくて、これまでも2年に1度実施してきた調査となっております。

実施機関は青森県です。

調査項目は、皆様にお配りしております「青少年の意識に関する調査」調査票のとおりとなっております。

調査方法は、調査票を用いた無記名集団調査となっております。

回収する時には、調査票の回答の方法の一番下にもありますが、3、回答後は、封筒に入れ、封をして担任又は担当の先生に提出してくださいということで、こういった封筒に生徒が自分自身で調査票を入れて、それを先生が回収するということになっていますので、先生から特段、ある意味検閲ではないですけれども、そういったことはないような状態で回収しております。

また、調査対象は、県内の小学6年生は15校、約410人、中学2年生14校、約430人、高校2年生12校、約430人の合計約1,270人に対して行ってございまして、こちらの調査の対象校につきましては、教育庁の学校教育課、県内6地区にある教育事務所の

方から推薦を受けておりまして、地域バランス、あと男女比の差があまり出ないように、考慮しております。

調査時期は、8月18日から9月30日までということで、現在、41校のうち35校から回答がきておりまして、大体8割5分ぐらい返ってきているんですけども、9月末までが調査時期となっております。

その後、調査結果の集計については、民間企業に委託しまして、分析については、会長の宮崎教授に依頼をしております。

調査結果の報告は、2月頃に結果報告書というものを作成しまして、関係機関に送付するとともに、県のホームページ等について公表することとしております。

続きまして、調査票を御覧下さい。こういった内容を聞いているのかということです。2頁目には、あなたの住んでいる地域が好きかどうかを聞いています。

3頁目が、当課ではあいさつの運動を推進しておりまして、自分から進んであいさつをしているのかどうか。

下の方ではボランティア活動、こういったことについて聞いております。

4頁になりますと、今、18歳以上が投票することができるということで、問7には、政治問題、社会的事件について記事で読んだり、テレビのニュースを見たりするかとか、そういった内容も今回、加えております。

6頁、7頁のあたりは毎日の生活、周りのお父さん、お母さん、先生、地域の大人がどうか。

7頁の一番下のところに「あなたは自分のことが好きですか」ということで、自己肯定感、これは継続して聞いている質問項目でして、現在は、2年前よりどういうふうになっているかというのを後で分析することができるような形になっています。

8頁、9頁を御覧下さい。9頁の問15のところには、「自分や他人の命についてどう思いますか」とか、そういった内容の質問項目も設けております。

10頁から、情報化社会が進んできているということで、携帯電話、スマートフォン、こちらの内容を聞いております。

11頁(5)では、1日どのぐらい使用しているのか。

あと、フィルタリング機能について知っているのかどうか。

12頁、13頁には、携帯電話、スマートフォンのいじめにつながる書き込みを見たことがあるか。あと、のめりこんで勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になったりしたことがあるか。

14頁には、そういう携帯電話、スマートフォンで知り合った人と実際会ったことがあるかとか、そういったものも質問項目に設けております。

15頁は、読書について聞いておりまして、1か月に何冊くらい読むのか、というようなことも聞いております。

16頁、17頁になりますと、青少年健全育成条例の内容になってきまして、深夜外出だ

ったり、危険な刃物などを購入したことがあるかなどについても聞いております。

最後、18頁は、将来の職業について、聞いております。

以上、簡単ですが、青少年の意識に関する調査について御報告申し上げます。

(宮崎会長)

どうもありがとうございました。

こういった調査票などを見ますと、大体青少年の健全育成ということが具体的にイメージできるかなと思うわけですが。

どうでしょうか。これから、これが全部集約されますと、委員の皆様にもその結果はお伝えすることになると思うんですが。何か今の意識調査に関わって、この辺はどうなんだろうとか。これまで、2年おきにやっていますので、これまでの結果は出ております。

何か御質問、または御意見がございましたらどうぞ遠慮なくお出しください。

どうでしょうか。

私が前回見させていただいたところだと、何点かあったんですが、自己肯定感が比較的低いんですね。低い結果が出ました、2年前では。

それから、その一方で、自分の居場所として、家庭については8割、9割の子どもたちが安心して居られるというふうな、家庭の満足度といいますか、それは高い結果が出ておりました。

あとは、携帯・スマホの所有率が2年おきで過去3回を比較すると、どんどん上がってきて、高校生はもう殆ど9割以上で飽和状態なんですけれども。中学あたり、小中が徐々に増えてきていて、2年前の調査で中学2年生ですが、34%ぐらいだったんですね。その前の年が21%とか、段々増えてきているというような状況で、多分、今年は、半分超えたのではないかと予想しているんですけど、そういう状況とか。

前回の調査は、報告書が出ています。インターネットで見れるんですかね。報告書は県のホームページで見ることができますので。

どなたからでも。

はい、船木委員、どうぞ。

(船木委員)

船木です。

すいません、11頁の問19の(3)、(4)、(5)ですかね。字句の間違い、欠落していると思うので、「選んだ人にお聞きます」って「し」が抜けていると思いますので、お願いしたいと思います。

それと、調査票のデザインについてお聞きをしたいのですが、この設問数から言うと、問い自体は27なんですけど、回答数からいうと50ぐらいなと思うんです。

アンケート調査などでは、最大30ぐらいが大体適切だろうと言われているんですが、そうなってくると、最後の方の間25あたりになると、回答そのもの自体がバーッとマル付ける可能性があって、いわゆる回答自体を、1番「悪いことだ」がずっと続いているので、ずっとそれだけマルを付ける人が出てくる可能性があるというのがあります。調査票の考え方なので、この辺のデザインというのは、ちょっと本当は考えた方がいいのかなというのは、意見としては。

それと、そういう意味で言うと8頁の1、2、3、4という数字なんですけど、項目から選択をする。この1、2、3、4の選択するところの並び方のデザインというのは、ちょっと付けにくかったりするので、本当は並び方とか、線の引き方のデザインを工夫すると、もっと回答しやすくなるというのがあるかと思うので、その辺は、今後、もしよければ検討いただければありがたいかなと思います。

(宮崎会長)

どうもありがとうございました。

今、もう回収中ということなんですけど、次回以降の参考にとということで貴重な御指摘をいただきました。ありがとうございます。

そうですね。小学生なんかで50何問ずっとというと、後ろの方では疲れてくるのかなとは思いましたけれども。

これは、やり方は、クラスの中で、各学校の中で、どのような時間帯でというのは、もうお任せのようなことなんですよ。ホームルームの時間とか、そういうようなところだと思うんですが。

事務局から、今の船木委員からの御指摘に、何かありますか。

(事務局)

質問項目の数とかの部分については、経年で比較するというのもあって、なかなか見直しというのが難しいところもあるんですが、先生の御意見を伺いながら、次回の検討に入って、考えていきたいと思います。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

それでは、他にどうでしょうか。

年に1回とか2回の会議ですので、どうぞ忌憚のない御意見をいただければと思います。

特に、それぞれのお立場から関連する質問項目等がおありかなと思うんですが、いかがでしょうか。

どうぞ、田名場委員、どうぞ。

(田名場委員)

田名場です。よろしくお願いします。

私の方も質問の仕方に関する事で恐縮なんですけれども。

今回のお話にはならないのかもしれませんが、例えば、9頁の間17、あなたがいろんなことを相談する相手は誰ですか。二つ以内で選んでください。

2つ以内、1つ、2つ、3つあること。4つあることにも大変重要な意味があるんだろうと思うんですけども。沢山、どなたにでも相談できるということ。そういったことを2つで制限するというのは、ちょっと範囲が狭くなるのかなということなんです。

分析のことは、後々考えましても、限定の選択というのは分析し難くて、これは幾つでも、あるいは1つ選んで、「一番相談しやすい相手は誰ですか、一人選んで」、というふうな聞き方の方がテクニカルには、その後、使いやすくなるみたいなのところもございます。

内容面で考えましても、沢山いるのか、少しなのかというふうなことも大事なことのようない気もしまして、全体、限定の選択でお聞きになっているところも幾つかございましたので、そういったところも今後の検討の、もし何かお役に立てればと思って1点申し上げました。

(事務局)

ありがとうございます。

次回の参考にさせていただきます。

(宮崎会長)

そうですね。

ちなみに、この前回の調査では、どのような形になったのでしょうか。

両親は、必ずしも高くはなかったような記憶をしていますけれども。御指摘、もつともかなと思います。

そうですね、お母さんや友達とかの方がその他の家族より多かったりというような傾向があったかな、という気はしますけど。

その辺、的確に見るには、もう少し選択肢があった方がいいという御指摘かと思います。

ありがとうございました。

他にどうでしょうか。

田中委員、どうぞ。

(田中委員)

参考までにお聞きしたいんですが、以前の調査と今回の調査と比べて、以前の調査から全く考えられないような今の調査項目、これが変わってきている、新しく入れなきゃ駄目って特別思っているような調査項目というのは、ありますでしょうか。

スマホとか、そういうのは、多分、新しく入ったのかなと思うんですが。私たちが学生時代は、自分の将来とか、そういうことがずっとあったんですけど。調査項目で、近年になって特別変わっているな、これは絶対入れなきゃ駄目かなという調査項目とか、そういう、感じられるようなものがあれば教えてください。

(宮崎会長)

どうですか。よろしいですか、事務局。

(事務局)

まずは、問7(2)の「あなたは政治問題や社会的事件について、家族や友だちなどと話をすることがありますか」という調査項目です。18歳以上が参政権を与えられたということで、このような質問項目を新たに追加しております。

また、やはり携帯電話、スマートフォンに関しても、これまではフィルタリングだったり、好ましくないサイトを見たりとか、そういう話が多かったんですけども、今回は、ネット依存というのか、勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になったりしたことがあるのかという設問や、警察の方に相談したら、これは是非聞いてくださいということであったんですけども、スマートフォンだけで知り合った人とメールのやり取り、または実際に会ってしまったり、頼まれて自分の個人情報を送ったり、そういったものがあるかとか。そういった設問が追加されています。

また、家庭で何かルールを作っているのか。あと、そういったインターネットの危険性について、どういう学び、説明を受けたり学んだりしたことがあるのか。そういった設問も追加しております。

(宮崎会長)

田中委員、よろしいでしょうか。

若干、最近の主権者教育といいますか、そういうものとの絡みでの質問項目とか、あるいは、児童ポルノとか、そういったネットを使ったいろんな犯罪被害に巻き込まれないための項目というのが、これは警察の方からの要望ということでしたか、追加されたということですね。

大まかには、殆どはずっとここ数年前からのものということになっているわけですよ。その辺も委員の皆様方から、こういう項目が必要ではないかな、という御意見がありましたらお出しただければと思います。今日でも、あるいは事務局の方に後でメール等でもいただければと思いますけど。

他にございませんでしょうか。

どうぞ、伏見委員ですね。

(伏見委員)

食に関する意識調査というのも加えてもいいんじゃないかと感じたんですが。

例えば、「朝ごはんを食べているか」や「誰かと一緒に食事を共にしているか」など、すごく基本的なことなんですけど、この中には給食、学校の給食に関することは入れてあるんですが、自宅での食に関して意識調査が必要かなと感じました。

(宮崎会長)

ありがとうございます。

いわゆる孤食といいますか、一人で食べているかとか、家族と一緒に食べているかとか、いろいろありますよね。

それはよろしいですか、何か事務局。

(事務局)

そういったことも検討させていただきたいと思います。

(宮崎会長)

そうですね。

ありがとうございます。

他にどうでしょうか。

どうぞ、平間委員、どうぞ。

(平間委員)

先ほど、宮崎先生がおっしゃったように、実は子どもたちが集まる場所なんですけど、先だって、私は八戸なんですけど、「スタバ」にお休みに行きましたら、中学生が結構いたんですね。それで、ちょっとびっくりしました。お財布をここにポンと挟んで、本当に大人と同じようにいて、「スタバに中学生の時代なんだ」って、正直びっくりしたんですね。

それで、健全育成の方たち、沢山、いろんな見回りをなさっていると思うんですが、多分、そこまでは行っていないと思うんですが、でもすごくお金もかかる場所だし、でもそこでお話しているのは、普通のジャージを着て、学校がお休みだったりとかする、きっと安心して話せる場所なのかなという、何となくそんな気がしたんですね。

だから、ちょっと私たちの、もう既に中学生がそういうところに入ってきているということは、また意識的に私たちのずれと、それからそういう場所が地域の中にどんどんこれから増えてくるということが考えられるので、そういう安心して話せる場所であったりとか、友達と、例えば、お茶をしたり遊んだりする場所はどこですかとか、これからそういうのもち

よっと全体的に必要なになってくるのかなと、この間、ちょっと中学生の姿を見て、私は思いました。

それを親御さんたちが本当に知っているのかなというところも、例えば、極端に言えば、私が親だったら、毎月のお小遣いで、多分、スタバに行ってケーキとお茶を飲んだら、千円近くも取られちゃうので、すごく不思議、何かちょっと不思議な感覚を覚えたので、そういうところもちょっと知っておかなくてはいけないところなのかなということはこの間実感しましたので、付け加えさせていただきました。

(宮崎会長)

ありがとうございます。

子どもの居場所という問題が1つあるかと思いますが。

小学校の放課後の居場所という意味では、4年生までだったのが6年生までに広がったとか。いろいろあるわけです。

中学生について、校長先生方がいらっしゃいますので、その辺どうでしょうか。山田先生、何か。

(山田委員)

中学生がそういう外で集まる場所といえば、各地域によって違うと思いますが。やはり、今であれば、青森市内だとフードコートですか、ショッピングセンターのそういうところに集まっていると。そこで安心して友達と話をするというのもあるのですが、やはり複数の学校が集まり、いろいろなことがあるということで、割と生徒指導的な問題にも繋がっていたり、お店に迷惑をかけたということがあります、その都度というか、そういうことが話題に出るたびに、教育委員会や、少年指導委員の方たちの巡回の場所に加えて、しょっちゅう休日や時間外、夕方から夜にかけてとか、巡回をしています。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

私たちが中学校の時、帰りに買い食いをしていくなとか言われて、スタバ、やっぱり違う時代ですね。

いろんなNPOさんが、高校生なんかを対象とした居場所づくりを県のいろんな助成金などを使ってやったりしているところもあると聞いておりますが。その辺もまた課題かなと思います。

何か、これに関連してでも。別な話題でも結構です。他にどうぞ、お出してください。

この審議会は、県民の中から公募の形でお二人に委嘱しています。先ほどの伏見さんと、それから引間委員も公募してくださっていますが、引間さん、何か御意見とかありましたら。

(引間委員)

今、いろいろとお話を伺って、自分も子育てと照らし合わせたら、随分また時代が変わったんだなと。自分の娘の時はマクドナルドだったんですが、今はスタバになってレベルが上がっているんだというふうに、正直驚いているところなんですけど。

実は、私の専門といいますか、母子寡婦福祉といいまして、ひとり親家庭の福祉の方を、普段、活動として行っているんですが、そういった中でも、放課後児童クラブが小学校6年生までということで、母子家庭の制度の中にも、生活支援事業という事業がありまして、お母さんが仕事だったり誰か家にいない時に、子どもさんを見てあげるよというような制度があるんですが、こちらの方も、やはり小学校までというのがあって、ちょっと中学生が置き去りにになっているなということを常々感じています。中学校だと、「もう一人で留守番できるでしょう」という考え方からなんですけど、逆に親の目がないので、こっそり夜遊びに行ってしまうとか、そういったことがあります。私の知り合いのシングルマザーも、子どもが中学校にあがったことで介護職で収入をあげるために夜勤を始めたのですが、子どもが非行に走ってしまって、そのままズルズル学校にも行かなくなってしまったため、仕事を辞めてしまったということ思い出しました。中学生が、特に中学校2年生ぐらいになるといろいろありますし、自分の娘も中学2年、3年の時に本当にいろんなことがあったんですが、そういう大事な時期だからこそ、何かやれることを考えていかなければいけないのかなと感じました。

以上です。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

一人親家庭のお子さんが、なかなか学習塾とか家庭教師とかっていう余裕がないという中で、私共の大学生もそういうような支援活動もやっているところですけども、いろいろな格差ですとか、子どもの貧困の問題というのは言われていますけれども。そのあたりも大きな課題かなと思います。

子ども食堂なんかも、青森県内でもできてきたみたいですね、弘前市内でもできたということ聞いておりますけど。

何でも結構です。他に御発言いただければと思います。まだ、20分ほどありますので。

では、今回から委員になられた方にお聞きしてよろしいでしょうかね。

指名するのも恐縮なんですけど、福士委員、いかがでしょうか。何かありましたら。

(福士委員)

昨年度、青森市のPTAの研究大会で丁度、子どもたちが討論するという形で、いつも親たちの研さんの方なんですけど、子どもたち、代表の子たちが各学校から出てきて、皆さん

の前で討論するという。

発表の内容は、やっぱり選ばれてきた子たちなので、そんなにくださったこととか、そういうのも出なかったんですけど。それに伴って、最初、アンケート、先生方にも協力いただいて子どもたちからアンケートを取りました。そのアンケートというのは、携帯電話のこととか、親から言われて嬉しかったこととか、嫌だったこと、というのがあって、今回、こちらの意識調査に関しては、全部選択方式なんですけど、私たちがPTAで行ったものは、結構記述のものがあって、集計するのが大変だったんですけど。その中に、やっぱり親として、想定外の言葉がすごく嫌だった言葉の中に沢山入ってきていて、「生まれてこなければ良かったのに」という言葉を投げかけられたとか。あと「死ね」というのは、結構、あるんですね。中学校の子たちのアンケートの結果を見ると、かなりの枚数で「死ね」というのが出てきて、日常的に「死ね」という言葉を親も使っているというのがすごく分かって。また11月に研究大会があるんですけど、それに向けて、いろいろ何か、自分たちが学ばなければならないと思っはいるんですけど、それに参加する親はきつともっといろいろ考えて参加するのであって、参加されない親御さんたちの意識を変えていくというのがすごく大事なことだなと感じています。

なので、こういったアンケートが、そういった親の気持ちをどこか変えるとか、そういったものに繋がればいいなと思って、今、意識調査の方を拝見していました。

(宮崎会長)

どうもありがとうございました。

本当にそうですよね。青少年の健全育成の前提としては、大人自身が健全でなければならぬんですけど、何となく親の再教育みたいなものも必要かなというケースも多々あるかなと思うんですけど、今のお話で。

虐待防止なんかに、それが繋がっていかなければいいけどなと考えました。

ありがとうございました。

どうでしょうか、他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

1回指名してしまうと、また指名というふうになってしまうんですが。

それでは、佐藤委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

(佐藤委員)

今回、はじめて、皆さんのお話を聞いて、私はどの位置かと思ひまして。

私は、3頁にある問3ですね。あなたは、あなたの住んでいる地域の大人に自分たちから進んであいさつをしていますか、というので、私、9年ぐらい前からあいさつ運動、月2回なんですけど、学校の前とかでやって、今は、私たちの地域は41町内会というのがございまして、その41町内会の会長の方に、毎年3月、総会に向けてあいさつ運動の協力員をお

願いしまして、今、大体80名ぐらい大人数の地域の方が参加して、大体、38か所の子どもたちが通る交差点に立って、子どもたちに挨拶をしています。

その中で、2、3年前、市の方から助成をいただきまして、子どもたちにもっと挨拶をして欲しいというので、あいさつ運動カードというものを作りまして、地域の人たちが交差点に立って、子どもたちに良い挨拶をしたら「いい挨拶、上手だね」というふうな感じで、「もっと頑張るね」という感じでカードをあげてそれを3年やりまして。今年は、また市の予算をいただけることができましたので、今度はポケットティッシュを用意しまして、今度は反対に子どもが地域の大人にそれをあげて「おはようございます」「おばちゃんも、今度一緒に挨拶してね」というふうな、これまでは子どもや生徒の方が地域の人に挨拶をするという感じでしていたんですが、今年から、そういう子どもが率先して地域の方に飛び出して挨拶をしましょうということを、今、していましたので、すごく地域の関心ある人はすぐ覚えていただけるんですけど、なかなかしてくれる人は、2、3割ぐらいなんですけど、今、5月からそれを行ってきたら、結構、子どもたちの方が率先して、自分から自発的に交差点に立っていると「あっ、おばちゃん来た。挨拶のティッシュをあげなくちゃいけない」とかというふうな感じで。

この間、十和田湖に子どもたちを体験学習に連れて行って、十和田湖に来ている観光客にも朝、そのティッシュを持って「三本木小学校ですけど、あいさつ運動していますので、どうぞよろしく」というふうな感じでやりまして、子どもたちが本当に自信がついてきて、20日の日もあいさつ運動がありましたけど。

だから、大人というのは、結局、子どもから挨拶を待っているのかというふうなのが、そういう線が切れてきて、無くなって、すごく今、十和田地区はあいさつ運動、私たちの他にいろんな学校でもあいさつ運動をすることができてきました。なので、挨拶もいろんなことができるんだなというのを私も実践して思いました。挨拶というのは簡単なんですけど、なかなか口に出せないということがあるので。

それと、大阪で殺傷事件がありましたよね。大阪教育大学附属小学校で、10年以上前なんですけれども、その時の校長先生が、たまたま十和田市がセーフコミュニティというのをやっている関係で、何か地域的に似ているというので、三本木小学校に来てくれた時に、いつもきちんと朝挨拶している子どもというのは、友達が危険になった時でも助けられる。挨拶をしない子ども、家の中でも挨拶をしていないと、周りで危険なことが起きても、言葉を発しないということをすごく強く子どもたちにアピールしていたので。

あと、これはちょっと違うんですけど、今、線路に落ちたりということがよくありますよね、東京の方で。もし、皆がスマホばかりでなく、きちんと会話していたら、危険を回避ができる。挨拶で回避ができるんじゃないかということを私はこの頃感じて、子どもたちもきちんと挨拶をすると自分が事故になる時も助けてくれる、困った時にも助けてくれるし、危険な時にも助けてくれるんだよということを挨拶を通して、私の方が学んでいました。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

本当に挨拶というのは、コミュニケーションの第一歩ですよ。

そういった県民の地道な、自分でできる小さなことからやっていくというのは本当に大事かなと思いますし。

あと、NPOの方々、いろいろなさっている活動とか。全て行政の政策だけで健全育成ができるということではないという、そういう典型かなと思いました。

ありがとうございました。

あと、もう一方くらい時間がありますが。

どうぞ、船木委員。

(船木委員)

今の挨拶を含めて、意識調査に関しては、この調査をどう活かすのかというのが非常に大きな課題だと思います。

1つは、今、私、いじめ自殺予防教育ではなくて、予防教育をするための下地づくり教育ということに取りかからせていただいています。

今期は、青森市内の高校1か所ですが、その準備でして、来年度授業に組み入れさせていただくような準備をしています。

それから、実は上十三保健所が、十和田地域の高校で、このいじめ自殺予防教育の取りかきをしたということを進めています。

この中に、やはり心の健康教育とか、人間関係づくり、ストレス、コミュニケーション、それからグループワークとか、こういうキーワードで進めていくことになるんですが、その対象は生徒であるのは確かなんですが、もう1つは先ほどお話があった保護者にもその機会を実施できないだろうかということが1つ。

もう1つは、教職員と、いわゆるその周りの人たちが全てそれを学べるということが非常に重要な課題だろうというふうに思います。

そういう意味では、今、挨拶ということがありますが、このことに関して言うと、いわゆる物の捉え方というか、認知が適切かどうかということになってくると思います。この意識調査の結果を含めたものの捉え方が、挨拶が必要だというふうに認知するのか、挨拶をしても相手が返してくれないから挨拶しないという認知なのか、もしくは、必要性がないとか、様々、そういう状況をやはり分析していく必要があるだろうというふうには思っているところです。

それに併せて、その教育の中にそれを改善していく方法を取り入れる時間を作っていければと思っていますので、今までの調査と併せて、今回の調査を含めたものを参考にさせていただきたいなということも1つ考えていたところです。

(宮崎会長)

ありがとうございました。

委員の皆様方、お一人お一人から御発言いただきたいところですが、時間の制約もあり、また私の進行の下手際もあり叶いませんでしたが、どうぞ事務局の方に。今後、御意見とか御質問とかありましたらメールとかファクスとかでよろしいんですよね、それは。事務局の方にお寄せいただければと思います。

それでは、これで今日の審議を終了し、事務局の方に進行をお返しいたします。

どうもありがとうございました。

(司会)

宮崎会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

皆様から本日いただきました御意見、御提言等につきましては、十分に参考にさせていただき、今後の取組に反映させていけるよう努めて参りますので、引き続きお力添いのほどよろしく願いいたします。

次回の審議会の開催は来年の、平成29年5月頃を予定しております。

また、図書類等部会は、今年11月頃に開催する予定となっておりますので、よろしく願いします。

本日は委員の皆様、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本審議会を閉会します。

どうもありがとうございました。